

地域タクシー「ゆいたく」実施要領

(趣旨)

第1条 市長は、吹木地区および中講地区の公共交通サービスを維持し、住民の生活に必要な買い物または通院における移動手段を確保するため、予算の範囲内において、地域タクシー「ゆいたく」(以下「ゆいたく」という。)の運行に際し、運賃の一部負担を行うものとし、その事業実施に関してはこの実施要領(以下「本要領」という。)の定めるところによる。

(定義)

第2条 本要領における「ゆいたく」とは、本要領第3条に規定する運送事業とする。なお、平成23年度から当該地区で実施されている同名称の事業は、本事業の開始に伴い終了することとし、本要領で規定する事業とは別のものである。

(対象とする運送事業)

第3条 「ゆいたく」として本事業の対象となる運送事業は、道路運送法(法律第183号)が定める一般乗用旅客自動車運送事業者が、個人と結ぶ運送契約に基づく運送事業のうち、本要領第5条に定める者が行う運送契約であり、乗車場所及び降車場所がともに別表に規定する場所、かつ乗車時間が別表に規定されている範囲内に行われる運送事業とする。

(対象事業を運行する運送事業者)

第4条 「ゆいたく」として本事業の対象となる運送契約を実施する運送事業者は、あらかじめ市と「地域タクシー「ゆいたく」の実施に関する協定書」(以下、「協定書」という。)を別途締結するものとする。

(「ゆいたく」の実施)

第5条 前条における協定を市と締結した運送事業者は、協定書に基づき「ゆいたく」の運行を実施するものとする。

(対象とする利用者)

第6条 本事業を利用できる者は、吹木地区、中講地区に住所を有する者で、本要領第7条で規定する利用者登録を行ったものとする。

(利用者登録)

第7条 本事業を利用しようとする者は、あらかじめ利用者登録申請書(様式第1号、以下「申請書」という。)を市に提出しなければならない。

- 2 市は、申請書の内容を審査したうえで、申請書に記載された者に対し利用者登録証(様式第2号)を発行する。
- 3 市は、利用者登録が行われた者について、吹木地区、中講地区に住所を有しなくなった時または虚偽申告等により本事業を悪質に利用したと市が認めた場合、利用者登録から削除することができるものとする。

(利用方法)

第8条 本事業を利用しようとする者は、「ゆいタク」を利用する日の1か月前以降に下記の事項を運送事業者に伝え予約申込を行う。

- (1)利用者登録番号
- (2)氏名(グループの場合は代表者)
- (3)乗車希望日時
- (4)乗車場所
- (5)降車場所
- (6)帰りの乗車場所と時間(決まっている場合のみ)

- 2 本事業を利用する者(以下「利用者」)は、前項の予約に基づき運送事業者が配車した車両に乗車する際に、本人が所有する利用者登録証を運転手に提示する。
- 3 利用者は、「ゆいタク」運行にかかる運賃のうち500円を降車時に運送事業者に支払う。

(他の割引制度の使用の制限)

第9条 本事業の利用にかかる運賃には、タクシー事業者の実施する割引運賃は適用されない。また、運賃の支払いに際し、市が別事業において発行するタクシー料金割引助成券は使用できないものとする。

(運賃の算出方法)

第10条 「ゆいタク」運行における運賃の算出方法は時間制運賃により算出するものとし、その金額の算出方法については協定書にて規定するものとする。

(運賃差額の取り扱い)

第11条 「ゆいタク」運行において前条により算出した運賃のうち、利用者が負担した500円を除いた額については、市が利用者に代わり負担し、運送事業者へ支払うものとする。

(実績報告及び負担金の請求)

第12条 本事業の運送事業を行うものは、配車記録簿(様式第3号)及び運行実績報告書(様式第4号)により、当該運行内容を記録し市に対し事業実績を報告するとともに、市に対し負担金の請求を行うものとする。

(個人情報の取り扱い)

第13条 市は、利用者の予約時における利用登録の確認及び事業実施の円滑化のため、利用登録情報を本事業の運送事業者に提供することができるものとする。

- 2 市は、申請書に記載された個人情報を利用状況分析の目的で利用することができるものとする。
- 3 本事業の運送事業を行うものは、市が別に定める「個人情報の保護に関する特記仕様書」において「受託者」を「運送事業者」に、「契約」を「協定」に読み替え準用し、個人情報を取り扱わなければならないものとする。

(事業内容の変更)

第14条 協定書にうたわれた期間の終期にかかわらず、市は本事業の運送事業の内容を変更することができるものとする。ただし、事業内容の変更に際しては、あらかじめ従前の協定運送事業者と事前協議を行ったうえ、協定締結を改めて行うものとする。

(その他)

第15条 本要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則(令和7年4月1日地域生活部長決裁)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和8年4月1日以後においても事業の継続をする必要があると認められるに至ったときは、同日から、その効力を延長することができる。

附 則(令和8年3月18日地域生活部長決裁)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

乗車場所及び降車場所	<p>一般乗用旅客自動車運送事業の利用者の自宅(吹木地区、中講地区に限る)</p> <p>本村バス停、初倉西部ふれあいセンター、初倉地域総合センター、島田市役所、かなうえる(金谷地区生活交流拠点施設)、初倉郵便局、湯日簡易郵便局、金谷郵便局、</p> <p>スーパーカネハチ初倉店、バロー井口店、ホームプラザナフコ島田店、ザ・ビッグ金谷店、食鮮館タイヨー金谷栄町店、クリエイト S.D 榛原金谷店、島田掛川信用金庫初倉支店、JA 大井川初倉支店、静岡銀行初倉支店、清水銀行初倉支店、島田掛川信用金庫金谷支店、JA 大井川金谷支店、静岡銀行金谷支店、</p> <p>島田市立総合医療センター、</p> <p>島田市内の医院・診療所(吹木、中講地区の中心地点から片道10km 以内に限る)</p>
------------	--

乗車日時	平日の午前8時から午後6時まで ※(土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日は運行しない)
------	---

様式第1号(第7条関係)

ゆいタク 利用者登録申請書(兼情報提供同意書)

年 月 日

島田市長

世帯代表者 郵便番号 〒 _____
住所 島田市 _____
氏名 _____

下記のとおり、ゆいタク利用者登録を申請します。
また、円滑な予約配車のため、利用者の個人情報(氏名、性別、生年月日、住所、電話番号)を、ゆいタクを運行するタクシー事業者に提供することに同意します。

記

氏名(フリガナ)	性別	生年月日	電話番号(固定・携帯)
	男・女	西暦 年 月 日生	
	男・女	西暦 年 月 日生	
	男・女	西暦 年 月 日生	
	男・女	西暦 年 月 日生	

様式第2号(第7条関係)

(表面)

地域タクシー「ゆいタク」	
利用者登録証	
登録番号	
フリガナ	
氏名	

(裏面)

【予約受付電話番号】	
運行日時	平日8時~18時
運賃	1乗車500円

(注)予約受付電話番号欄には協定事業者名を記載する

様式第3号(第12条関係)

令和 年 月 日 曜日

ゆいタク 配車記録簿

No.	日付	曜日	利用者 登録番号	利用者氏名 (代表者)	人数	乗車場所	乗車時刻	降車場所	降車時刻	時間 指定	タクシー 運賃 (円)	利用者 負担額 (円)	市 負担額 (円)
例	令和7年4月1 日	火曜日	1	島田太郎	3	自宅前	10:15	スーパーカネハ 子初倉店	10:30	○	4,150	500	3,650

(注)記入欄が足りないときは必要に応じて適宜追加してください。

ゆいタク 月分 運行実績報告書

運行回数		回
利用者数		人
タクシー運賃総額(A)		円
利用者負担額(B)		円
市負担額(A) - (B)		円